

日・EU ビジネスダイアログ・ラウンドテーブルの提言に関する  
欧州委員会業務経過報告書（2002年）

ブリュッセル 2003年3月

## 目次

	ページ :
目次.....	2
<b>概要</b>	
1. 交流／研修プログラム.....	3-4
<b>貿易と投資</b>	
2. 規格および適合性評価.....	5
3. 規則および規制の共通化.....	6-8
4. 欧州会社法 (SE) .....	9
5. 合併に関する指令.....	10
6. 連結税制.....	11-12
7. 年金コスト.....	13
8. ビザおよび就労許可.....	14
9. 関税および関税分類.....	15-16
10. 反ダンピング.....	17-18
<b>会計と課税</b>	
11. 国際会計基準 (IAS) .....	19
12. 財政の共通化.....	20-22
13. 移転価格税制.....	23-24
14. 電子商取引課税.....	25
<b>標準化</b>	
15. ICT 産業: IMT2000 標準化.....	26-27
16. 自主基準の統一化.....	28
17. 先願主義対先発明主義.....	29
<b>MRA</b>	
18. 相互承認協定 (MRA).....	30
19. 医療機器の相互承認協定 (MRA).....	31
<b>電子商取引</b>	
20. IT 産業: ブロードバンドとマルチメディア.....	32-35
21. ローカル・ループ・アンバンドリングと時間制相互接続料金.....	36-40
22. GBDe 支援.....	41
23. GBDe: 著作権侵害の場合の通知および除去手続き.....	42-43
24. GBDe: トラストマーク計画.....	44
25. GBDe: 市民提言活動グループ.....	45
26. GBDe: IPR 保護.....	46-47
27. 電子署名および捺印.....	48
28. ビジネスモデル特許.....	49
<b>WTO</b>	
29. WTO 新ラウンド.....	50-51

## 交流／研修プログラム

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月：市場環境やビジネスのやり方に関するビジネスマンの理解を深めるべく、日・EUのビジネスマンの交流／研修プログラムの拡大を奨励する。

### 2. 実現された措置およびその現状

加盟国レベルで実施されている活動に加え、欧州委員会は日本市場への参入を目指す欧州企業向けの交流／研修プログラムを積極的に促進している。

対外関係総局も、二つの相補的な対日プログラム、すなわち (1) EU ビジネスマン日本研修プログラム (ETP) および (2) 対日輸出促進キャンペーン「EU Gateway to Japan」の運営で同様に成功を収めている。ETP では 1979 年の開始以来 800 人を超えるビジネスマンが参加しており、「Gateway to Japan」では 2 度にわたるキャンペーンで欧州の中小企業 1500 社以上が日本市場に紹介されている。

日欧産業協力センターも、EU の企業経営者に対する日本での研修プログラムや、EU および日本の学生にそれぞれ日本、欧州での研修を受けさせる「ヴルカヌス」プログラムを続けている。同センターは、1987 年に日本政府との合弁事業として設立されて以来、企業経営者、学生、エネルギー専門家ら合計 1300 人以上の研修を行うとともに、日・EU 企業間の協力を促進するサービスを提供している。

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、今後も長期的に日欧産業協力センターの活動にかかわっていく。

20 年間にわたり運営されている ETP プログラム (2002 年 11 月に ETP の第 20 期生が卒業) は、日本の市場、ビジネス風土、言語を熟知した欧州ビジネスマンの人材形成の充実に成功している。日・EU 間のビジネス関係への長期的な取り組みという点から見たプログラムの成果についての明確な実状を一部の参加者から得るために、ETP 参加者を対象とした調査も開始されている。さらに、ETP に参加した企業やビジネスマンの業績に関する情報を収集し、その経験を学ぶことを目的とした ETP 会議も 2003 年に計画されている。この会議は、日本市場における EU 企業のビジネスや投資の展望を明らかにする機会ともなるであろう。

「Gateway to Japan」については、2002 年末現在、新たに第 3 次のキャンペーンが開始されている。2003 年第 2 四半期中に最初のトレードミッションが派遣される予定である。今回の第 3 次キャンペーンでは、8 部門を対象とし、4 年間で EU 企業 800 社以上を日本市場に紹介する予定である。

## 規格および適合性評価

### 1. 勧告の総括

東京、2002年7月： 国内規格や適合性評価手順と国際規格や国際的な手引きとの整合性をさらに促進し、製品試験および承認における無用な重複を排除する。

### 2. 実現された措置およびその現状

日・EU 規格および適合性評価ワーキンググループ（ENTR／経済産業省産業政策対話の枠組み内）の第9回会合が、2003年2月5・6日にブリュッセルで開催された。

### 3. 今後の実施見通し

日・EU 規格および適合性評価ワーキンググループの次回会合を1年以内に東京で開催することが合意された。

## 規則および規制の共通化

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月： 透明性、中立性、説明責任、一貫性、予見性、効率性、および独立性の原則をもって規制プロセスを進めるべきである。

ブリュッセル、2001年7月： 透明性と効率性を高める。規制緩和を促進し、外国企業と国内企業に対する非差別的な取扱いの原則を確立する。

東京、2002年7月： EU域内の経済活動に適用する規則および規制の共通化を進め、企業が単一欧州市場における取引で直面する負担を減少させるべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

#### 規制の改善

前回の経過報告書以後、欧州委員会は「規制の改善」分野で数々のイニシアティブへの協力を申し出ている。そうしたイニシアティブは、規制環境の簡素化に関する2000年3月のリスボン欧州理事会の結論や2001年7月の欧州統治白書に定める措置に対するフォローアップである。まず第一に総合規制改善政策が2002年6月に採択され、それには規制環境の改善と簡素化のために講じられるべき数々の措置を定めた行動計画が含まれていた。それ以後、欧州委員会はいくつかの活動の実施を進めている。

- たとえば、欧州委員会のこれまでの実施法を合理化し強化した新たな影響評価手順が今年導入された。この手順により、欧州委員会の提案がもたらしうる影響についてのより正確かつ系統的な情報が政策決定者にも市民にも提供され、その質的向上にも役立つ。この新しい影響評価手順は、EUの持続可能な開発戦略に則り、経済面、環境面、社会面の影響を考慮することによって政策の首尾一貫性を確保するためにも役立つであろう。
- もうひとつの例が、今年現在の公開協議に関する一般原則および最低基準の確立である。これは、欧州委員会の現在の実務を合理化、改善し、外部に対する透明性を高めることが目的である。たとえば、欧州委員会の協議の内容が明確であることや、すべての関係当事者——非EU加盟国も含む——に意見表明の機会が与えられていることを確実にするために役立つ。協議手順は明確で周知されていなければならず（ウェブ上の「シングルアクセスポイント」を通じてなど）、それに回答するための十分な時間（最

低8週間)が設けられ、回答した当事者にはしかるべきフィードバックが提供されなければならない。

最後の例は、欧州委員会が「共同体の既存法規の更新と簡素化」に関する通知を先般採択したことである。3段階の行動計画に基づいた簡素化プログラムに着手し、欧州委員会の今期の任期切れまでに完了させることが目的であり、既存の法規を所定の予定表に従って統合し、体系化し、簡素化し、作り直す措置が含まれている。その全体的な目的は、既存の条文の分量を25%削減するとともに、条文を単純かつわかりやすくすることである。ただし、EU政策の効率性、柔軟性、比例性を高めるためにいくつかのEU政策の内容を再検討する措置も含まれている。

2002年12月、欧州委員会は第2次の総合投資／規制改善政策を採択し、その中でEU政策の「実施の改善」に焦点を絞っている。たとえばコミトロジー、規制機関、侵害に対する手続きなど分野で講じられるべき措置が扱われている。

法律制定のライフサイクル全体を取り上げるべく、欧州委員会は、欧州議会、理事会、加盟国のイニシアティブも提案している。これらの提案については、今年春に締結されると予想される規制の改善に関する機関間協定を見込んで議論中である。

## 域内市場

前回の経過報告書以降、欧州理事会は、EU域内の貿易や投資を促進すべく、企業の経営環境を改善するための重要なイニシアティブをいくつも実施している。

第一に、欧州委員会は、域内市場の有効性を弱めている既存の格差や弱点に取り組むことを意図した総合的な中期戦略(2003～2006年)を新たに作成している。この新戦略では、モノやサービスの域内貿易を促進し、事業環境を改善する規制策や非規制策の規定などが行われる。

第二に、域内サービス市場の現状に関する報告書(2002年7月)ならびに他のEU機関や加盟国および利害関係者との協議の結果に基づき、欧州委員会は、企業が事業プロセス全体を通じて域内市場をフルに活用するための妨げになっていると考えているものとして上記報告書に記載された法律上やその他の障壁に取り組むための総合的な戦略を作成しつつある。そうした法律上の障壁について、欧州委員会は全部門を対象とする枠組み指令によってできる限り取り組んでいく意向である。

さらに欧州委員会は、EUにおける企業家政策の将来のアジェンダについて、企業の発達や成長に対する障壁を緩和するための最も効率的な政策オプションを明らかにすることを目指した広範な議論を始めている。

最後に、欧州委員会はSOLVIT と呼ばれる新たな問題解決ネットワークを設置している。これは2002年7月22日から企業に開放され、企業が域内市場における自らの権利をフルに活用しやすくすることを目的に、公的機関がEU法の適用を誤っている事例を取り上げる。

### **3. 今後の実施見通し**

欧州委員会は、今後1年間も引き続き規制の改善への取り組み実施を継続する。2003年からは進捗状況を毎年評価し、それを既存の立法改善レポートに取り入れる。

域内市場のイニシアティブに関しては、欧州委員会はその策定と実施を続ける。

## 欧州会社法 (SE)

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月： 欧州会社法を迅速に採択する。

ブリュッセル、2001年7月： 会社法制度および規制環境の改善。欧州会社法ならびに民間有限責任会社の合併を通じた SE 設立への参加に関する理事会規則の早期実施。事業者集中の管理に関する理事会規則に基づいた事業者の連合に対する調査手順の見直し。

東京、2002年7月： 経営およびビジネスの再編を EU 全域で統一化することを可能にするためには、欧州会社法の円滑な実施とさらなる改善が必要である。

### 2. 実現された措置およびその現状

2001年10月8日、理事会は、会社法の側面に関する規制および SE の労働者関与に関する指令を最終的に採択した。

### 3. 今後の実施見通し

規制 (2157/2001) および指令 (2001/86/CE) の内容は、2004年10月8日の採択の3年後に発効する。

## 合併に関する指令

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月： 合併に関する指令の適用範囲を拡大し、現地企業の組織を欧州本社の下での支店組織に変更するなどグループ内の再編にも適用できるように取りはからうべきである。また、キャピタルゲイン税制の問題も取り上げるべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

2002年の経過報告書に示されているとおり、欧州委員会は合併に関する指令（90/434/EEC）の現行範囲や具体的な運用に満足していない。会社への課税に関する委員会通知「税制上の障害のない域内市場に向けて」（COM(2001)582）の中で明言しているとおり、欧州委員会は対象となる会社や取引の種類について合併に関する指令の適用範囲を拡大する意向である。また、2004年以降に欧州会社法の下で形成された会社にも同指令の適用範囲を拡大する意向である。

指令修正を意図した加盟国との技術協議が2002年に開始された。

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、指令修正案を2003年夏に提出する意向である。

## 連結税制

### 1. 勧告の総括

東京、2001年7月： 税務上中立的な合併や現地企業の再編が可能になるよう税制を改善する。

ブリュッセル、2001年7月： 他の加盟国に所在する恒久的施設および子会社の損失を企業が計上するための取り決めに関する理事会指令の早期実現。

東京、2002年7月： EU規模の事業活動の拡大およびEU規模の会社構造の導入を反映し、EU規模の連結税制を導入すべきである。  
EUにおける現在の税務政策に関する議論の状況では、外国投資を妨げうる措置を回避するよう慎重に考慮すべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

欧州委員会は、会社への課税に関する2001年10月の委員会通知「税制上の障害のない域内市場に向けて」（COM(2001)582）の中で、域内市場での国境を越えた貿易に対する税制上の個々の障害を取り除くために講じうるいくつかの措置を示している。これらの措置としては、親子会社に関する指令および前述の合併に関する指令の修正や、企業が他の加盟国に所在する恒久的施設や子会社での損失を計上することを認める規定が含まれる。

ただし、欧州委員会は同通知の中で、長期的にはEU企業が自己のEU規模の利益にかかる税金を計算する際に単一の連結ベースを使用することを加盟国は認めるべきであるという結論も下している。欧州委員会は、課税ベースを計算するための税務規則が域内市場に15種類も存在していることによって、コンプライアンスコストが発生しているばかりか、国境を越える状況での損失に対する救済の欠如、移転価格、二重課税といった多くの問題が生じていると考えている。

現在、欧州委員会は、EU内での国境を越える経済活動の妨げとなっている税制上の個々の障害に対処するために提案した特定の解決策に、加盟国と共に取り組んでいる。また、国境を越える損失の救済に関する指令について出していた提案は撤回し、より総合的な提案に置き換える。

欧州委員会は、連結課税ベースなど、税制上の障壁を排除するためのより包括的な措置に関しても幅広い議論を始めている。欧州委員会は2002年4月29・

30日に企業課税に関する欧州会議を開催し、EU 連結課税ベースの問題について企業代表、税務当局、税金問題の専門家などによる徹底的な議論を行い、欧州委員会の戦略は一部の当事者、特に企業経営者からかなりの支持を得た。

この会議以後、次のような活動が始められている：

- EU 共通の課税ベース構築のスタート地点としての国際会計基準の潜在性を考えることを目的とした研究（2002年以降）。それに対応したコンサルテーションペーパーが DG TAXUD のウェブサイトで見覧可能である。
- 配分法（当該加盟国間で課税ベースを分割するためのもの）に関する研究。外部コンサルタントに助言が求められた。
- 上記の両活動から、欧州会社（Societas Europaea すなわち SE）に対する実験的税制としての「共通の連結課税ベース」を可能にするパイロット計画に展開するための基礎に関する研究。
- 2002年、中小企業については「自国課税」という考え方のパイロットプロジェクトへの展開で大きな前進があった。（コンサルテーションペーパーが DG TAXUD のウェブサイトで見覧可能であり、あらゆる関連連盟やその他の利害関係者との「ワークショップ」が2002年12月17日に行われ、多大な支持を得た。加盟国との協議は2003年春に予定されている。）

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は今年、合併および親会社と子会社の間での配当金支払いの税務処理に関する二つの既存指令を修正し、対象となる会社および取引の種類の点で適用範囲を拡大するという前述の二つの提案を上程する意向である。また、この二つの指令の適用範囲を2004年からは欧州会社法（SE）に基づいて設立された会社にも拡大する意向である。

国境を越える損失の救済については、欧州委員会は、既存提案を撤回した後に、この問題を前進させるための技術的可能性に関する加盟国との協議を開始する意向である。欧州委員会は、この分野における法律制定面での意向を2004年に報告する予定である。

連結課税ベースの草案に関する欧州委員会の戦略実現の可能性についての見通しを示すのは時期尚早である。欧州委員会は、すべての利害関係者と協議した上で、この考えについての政策結論に関する通知を2003年10月前後に発表する。

欧州委員会を示した法律制定に関する提案はすべての加盟国の承認が必要であることを注意すべきである。

## 年金コスト

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月： 将来的に単一のEU社会保障制度を創出することを視野に入れ、その間に日本と特定のEU加盟国との交渉を通じて年金コストの二重払いから生じる費用を減少させるべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

社会保障分野におけるEC規定、特に規則（EEC）1408/71は、各国の保障制度を調整しているが、共通化はしていない。

そのため加盟諸国は、同規則に定められた待遇の平等性および非差別性の基本原則を厳守する限り、提供する給付金の種類、受給資格の条件、および給付額などを含め、独自の社会保障制度の詳細を自由に決定できる。

欧州委員会が2001年4月19日に、「国際間の従業員年金給付に関する税制上の障害の除去」に関する通知（COM(2001)214最終版）を発表したことも、注目に値する。

### 今後の実施見通し

上記第2項で言及したEC規則は、現在までのところ欧州連合または欧州経済地域の加盟国の国民に対してのみ適用されている。したがって欧州委員会は、合法的に加盟国に滞在し同国の法律に基づいて社会保障拠出金を支払っている第三国の国民への拡大適用を図る意味で、規則1408/71を修正する理事会規則を提案している。

2002年12月3日、社会問題理事会は、合法的に加盟国に滞在している第三国の国民およびその家族にまで現行のEC規定を拡大適用する規則に合意した。このことは、2003年春にも同規則が発効すれば、日本の国民およびその家族もEU域内で移動する際に社会保障制度調整の分野におけるEC規定に依拠できることを意味する。

## ビザおよび就労許可

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月： 加盟国レベルでの差別的かつ不透明なビザおよび／または就労許可に関する規則の問題を速やかに解決すべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

居住許可および就労許可に関して：

2001年7月11日、欧州委員会は、「被雇用および自営による経済活動を目的とする第三国国民の入国および居住の条件」に関する理事会指令（COM 2001(386)）の提案を採択した。現在、同提案は理事会により審議中である。この指令案では、被雇用および自営による経済活動を目的とする第三国国民の入国および居住の条件に関する共通の定義、基準および手順を定めており、次のようなことを目指している。

- 第三国国民の被雇用または自営による経済活動に対する許可基準（「経済上の需要の考慮」および「有益な効果の考慮」）を策定し、こうした基準への適合を実証するための様々な方法（「グリーンカード・プログラム」、所得制限、第三国国民の採用に対する「雇主負担」など）を広げる。
- 高水準の法的確実性およびすべての利害関係者にとっての情報を確保すべく、手続きおよび透明性についての保障措置を設ける。
- 加盟諸国で現在適用されている多様な規則を簡素化し共通化すべく、単一国への申請により単一タイトルの下で居住許可と就労許可の両方が単一の行政行為に含まれるようにする手続き（「ワンストップショップ」）を設ける。
- 経済移民の制限に対する加盟諸国の裁量を尊重しながら、第三国国民の最低限の権利を共通化する。

### 3. 今後の実施見通し

居住許可および就労許可に関して：

現在、同提案（COM 2001(386)）は理事会で交渉中であり、採択についての明確な見通しを示すことはまだできない。

## 関税および関税分類

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月：

1. **関税**： 高い関税率が革新的な日本製品の競争価格での導入を阻害し、最終的には欧州の消費者に害を及ぼすことになる。消費者電子製品の関税（EUは14%、日本は大半の製品について0%）、乗用車の関税は10%、日本は0%、米国は2.5%）など、工業製品にはその他の先進諸国と比較し、EUでは極めて高い関税が課せられている。提案：こうした高い関税率を引き下げるべきである。
2. **関税分類**： 関税率を上げる目的で関税の分類を意図的かつ恣意的に変更することも、問題である。この種の措置は、デジタルおよびマルチメディア技術に関する製品の場合に特に頻繁に見受けられる。提案：関税率の分類を故意あるいは恣意的に変更すべきではない。

日欧間に残存している関税、割当、投資制限はすべて廃止すべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

1. **関税**： 前回の報告書ですでに述べられているとおり、勧告では関税に関する状況が選択的で偏っていることが指摘されている。EUは非農産物の輸入では市場を開放しており、その国境関税の単純平均税率は4%で、その他の先進工業国のレベルとほぼ同程度である。一方、EUの消費者電子製品と乗用車に対する関税はこれらの製造部門の敏感性を反映したものであって、EUの関税構造全般を正しく表したものではない。それでも、こうした関税率は認識されている国際的な最高関税率（15%）を下回っている。日本は、非農産物については平均して低い関税率を課している一方で、EUが輸出に関心のある部門（飲料、繊維および衣服、靴、一部の化学薬品および科学機器など）についてはかなり高い最高関税率を課している。
2. **関税分類**： 前回の報告書ですでに述べられているとおり、EU関税制度における製品分類に関する申し立ては分類の目的についての誤った解釈が反映されているようである。EUにおける分類は、HS品目表のEU部分に対応した関税率に基づいているのではない。分類の目的は、関税の軽減措置を阻害することでも、適切な貿易交渉なしに新たな関税の軽減措置を行う

ことでもない。分類はHS 規則に従って行われるものであり、EU 関税制度で用いられている品目表で正しい見出しを見つけられるようにすることをその目的としている。この点に関し、EU は WCO 分類規則を完全に遵守しており、その決定事項をすべて実施している。さらに、疑いがある場合には、輸入者は商品の関税分類に関する「拘束力のある関税情報」（6 年間有効）を関税当局から入手することができる。

### **3. 今後の実施見通し**

新ラウンドにおける非農産物に対する多国間市場アクセス交渉の開始は、EU および日本双方に全体的な関税率と最高関税率を引き下げる機会をもたらす、全 WTO 加盟国を対象に関税構造の共通化と簡素化が進められることになるだろう。ドーハ開発アジェンダ交渉に基づき、共同体は割当の解除および関税の引き下げまたは場合によっては排除を約束している。

技術の進展と産業の収束化によって、多数の製品分類について課題が生じている。HS 品目表の近代化がおそらく必要とされよう。EU は明らかに、現在の HS レビューサイクル（HS2007）に第 84 章、第 85 章および第 90 章（多数のデジタル製品を対象としている）を含めることに賛成である。

## 反ダンピング

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月： 反ダンピング規制の適用は、反ダンピング調査の初期の段階においても、対象企業にとっては多くのエネルギーと費用を要するものであるため、慎重に行われなければならない。また、その適用は貿易と投資の流れを阻害し、関連企業（最終的に被害を受ける欧州の消費者を含む）に深刻な影響を及ぼすものである。

反ダンピング調査では対象製品の範囲を厳密に限定すべきである。

反迂回措置は撤回すべきであり、この問題はWTO作業部会による詳細な取扱いを受けるべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

ダンピング慣行を不正慣行とみなし、多数の要件が満たされることを前提としてかかる慣行への対抗措置をとることを、加盟国に対し認めているWTO協定に完全に準拠して、EUは反ダンピング調査を行っている。ダンピングという不正な貿易慣行が国内産業を害する要因となる場合には、適切な措置によって対抗することができる。このような措置の目的は競争者間で平等な立場を取り戻させることにある。反ダンピング調査においてEUは、かかる調査の対象となる消費者と利用者の立場を十分に考慮している。

調査される製品の範囲については、前述のとおり、EUは国際規定に完全に準拠した反ダンピング手段を適用している。

反ダンピング手段の使用に関し、貿易が盛んな地域においては軋轢も生じやすいことは注目に値する。EUは世界最大の貿易区域であるため、多数の反ダンピング調査が実施されているのも当然である。しかしながら、相対的に見てEUは、反ダンピング手段をそれほど使用していない。このことは、ECのほとんどの反ダンピング措置を認めたWTOパネルによる最近の2件の報告書にも反映されている。

反迂回の問題に関しては、EUならびにその主要な貿易相手国、特に米国は、数年前から自国の法律に反迂回に関する具体的な規定を含めている。迂回措置

に関する明確な規定はないものの、迂回の問題をその解決のため WTO 反ダンピング委員会に差し向けたマラケシュ閣僚会議の決定は、「できる限り早急にこの地域において一律の規則を適用することが望ましい」としている。これは、WTO 加盟国の当時の反迂回規定・慣行をすべて理解した上で合意されたものである。迂回は、ドーハ開発アジェンダの枠組みにおける反ダンピング交渉の議題にも上っている。EC も含めた一部の WTO 加盟国が、ルール交渉グループで取り上げるべき問題のひとつとして迂回を挙げている。

### **3. 今後の実施見通し**

反ダンピング規則はすでに慎重に適用されており、今後もそうあり続けるだろう。このような状況の下、対象製品の範囲はすでに厳密に定義・限定されている。

反迂回措置は撤回されるべきではなく、この点から生じる問題の解決を図るべきである。EU は、WTO 内の専門部会においてこの作業を継続することになっている。公平に見て同部会の作業は、このような建設的な考え方に基づいて全加盟国によって推進されてきたとは言えない。

## 国際会計基準

### 1. 勧告の総括

東京、2000年7月： 時価評価を確保するため、世界的に核となる基準を採用し、合意の範囲内で各国に適用する。  
IASを資本市場における国際間の上場向けに早急に受け入れるべきである。

東京、2002年7月： BDRTは、2005年から上場企業による国際会計基準（IAS）の使用を認めるというEUの決定を暖かく歓迎した。IASが真に有益な国際基準となるよう、IASについての注意深い検討を継続する必要がある。そのためには、IASは世界中の投資家および企業経営者の実際のニーズを反映したものでなければならない。

### 2. 実現された措置およびその現状

国際会計基準の適用に関する規則1606/2002が2002年7月19日に採択され、同年9月11日に発効した。2005年からのEU上場企業によるIAS導入に向けた次のステップは、勧告第6条に従って欧州委員会が現行のIASを是認することである。

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、現在、現行のIASの是認を検討中である。この点に関する決定は今夏の終わりまでに下されるであろう。

## 財政の共通化

### 1. 東京会合での勧告の総括

BDRT は、直接税制の分野において財政の共通化に向かう努力を一層重ねるよう、欧州委員会に要請する。

### 2. 実現された措置およびその現状

欧州委員会は、税制の共通化を加盟国の税制のすべての面についての目標にすべきではないと考える。

間接課税の分野では、域内市場におけるモノの自由な移動やサービスの自由な供給に対する直接的な障害を生じうるため、高度の共通化が必要であるのは確かである。実際に、間接課税では相当な共通化がすでに行われている。

一方、直接課税制度に要求される共通化は限られている。たとえば個人所得税については、差別、二重課税、あるいは意図せぬ無課税などを伴わない限り、共通化は不要である。こうした課税は、EU による統合度が現在よりも進んだとしても一般的に加盟国に任せることができる。

しかし、移動性のある課税ベースへの直接課税、特に状況があまり明確でなく域内市場に直接的な影響を与えうる企業課税や金融資本課税には中間の領域がある。こうした領域では、加盟国は調整の拡大という考え方を支持するようになっている。

欧州委員会が 2001 年 10 月 23 日に提示した通知「税制上の障害のない域内市場に向けて」もそうした考え方に基づいている。一方、欧州委員会は国境を越える経済活動に対する税制上の障害の排除を目的とした重点方策（合併に関する指令および親子会社に関する指令の適用拡大など）を計画している。また、欧州委員会は、長期的には企業の EU 規模の活動について連結課税ベースを認め、15 種類もの税務規則が存在していることによる多額の費用を伴う非効率性を回避してコンプライアンスコストを減少させられるようにするべきであると考えている。

しかし、欧州委員会は、たとえ長期的にであっても共通化を EU の税務政策の目標にすべきではないことを明確にしている。特に、欧州委員会は法人税の法定税率は加盟国の裁量に任せるべきであることを上記通知において強調している。

通知の発表以来、欧州委員会はその戦略の実施、特に重点措置に関しても、包括的なアプローチにおいても、大きく前進している（「連結税制」を参照）。詳細を下表に示す。

### 会社法研究のフォローアップと通知（2003年1月現在）

当初の行動／イニシアティブ予定表	更新／フォローアップ
<b>2001</b>	
開始： ECJ 法制（「ソフト・ロー」）に関するガイダンスの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 内部作業を2001年に開始</li> <li>- 国際間の従業員年金給付に関する税制上の障害の除去に関する通知を2001年に発表</li> <li>- 国境を越える配当支払の税務処理に関する通知を2003年に計画</li> </ul>
開始： EU 税法実施の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>- より予防的な侵害対策戦略に着手</li> </ul>
<b>2002</b>	
「企業課税に関する欧州会議」	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2002年4月29・30日に会議を開催し成功</li> </ul>
「EU 共同移転価格フォーラム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>- フォーラムは無事設置され、これまでに2回の会議を開催し2004年までの活動計画を決定。全般的に非常に有望な展開とみなされている。</li> </ul>
損失相殺に関する加盟国との技術協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 協議は現在延期中（ECOFIN が懐疑的）</li> <li>- 2004年の欧州委員会のイニシアティブが暫定的に計画されている</li> </ul>
合併に関する指令および親子会社に関する指令に必要な修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2002年を通じて開催された作業部会でMSと集中的な協議</li> </ul>
欧州会社法の税務面に関する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2002年を通じて集中的な内部作業</li> <li>- 合併に関する指令の見直しについての協議に関係して2002年後半にMSとの議論が行われ、2003年春にも計画</li> </ul>
<b>2003</b>	
提案： 合併に関する指令、親子会社に関する指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 欧州委員会の提案を2003年6月に計画</li> </ul>
提案： 仲裁に関する指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>- まず共同移転価格フォーラムがこの問題を詳</li> </ul>

	細に考慮できるよう、具体的なイニシアティブは延期
共通の連結課税ベースに関するさらなる作業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>- EU 共通の課税ベース構築のスタート地点としての国際会計基準の潜在性に関する調査を実施中 (2002 年から)。それに対応したコンサルテーションペーパーが DG のウェブサイトで見覧可能。</li> <li>- 配分法 (関係 MS 間での課税ベース分割) に関する調査。外部コンサルタントの助言を求める。</li> <li>- 上記の両活動は、欧州会社 <i>Societas Europaea</i> の実験的税制としての「共通の連結課税ベース」パイロット計画の可能性に寄与する。</li> <li>- 2002 年、中小企業については「自国課税」という考え方のパイロットプロジェクトへの展開ですでに大きく前進している (それに対応したコンサルテーションペーパーが DG のウェブサイトで見覧可能)。</li> <li>- あらゆる関連連盟やその他の利害関係者との「ワークショップ」が 2002 年 12 月 17 日に行われ、多大な支持を得た。加盟国とのしかるべき協議は 2003 年春に予定されている。</li> <li>- これらのイニシアティブに関する通知 (2003 年前後に予定)</li> </ul>
<b>2004</b>	
二重課税協定に関する通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 最初の内部作業が開始</li> <li>- 懸案中の ECJ 法令によりイニシアティブが勢いづくと思われる</li> </ul>
国境を越える損失相殺に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 欧州委員会は、既存提案を撤回した後にこの問題を前進させるための技術的可能性に関する加盟国との協議を開始し、この分野における法律制定面での意向を 2004 年に報告する予定である。</li> </ul>

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、すべての利害関係者との協議プロセスの後、この考え方に関する政策上の結論を 2003 年末までに発表する。

欧州委員会が示した法律制定に関する提案はすべての加盟国の承認が必要であることに注意すべきである。

## 移転価格税制

### 1. 東京会合での勧告の総括

日本およびEUは、納税者に入手可能な情報に基づいた移転価格計算手法にするというAPA標準化の統一規則に合意し、その後、移転価格監査を実施すべきである。

### 2. 実現された措置およびその現状

OECDもEU加盟国も移転価格計算の適切な手段として利益比準法を受け入れていないことに注意すべきである。

「日本とEUの間でAPA合意を進めるために積極的に行動すべきである」という語句は「APA締結のための日・EU共同ガイドラインを確立するために積極的に行動すべきである」と解釈されることが想定される。

法人税に関する2001年10月の通知「税制上の障害のない域内市場に向けて」の中で、欧州委員会は、企業が国境を越えるビジネスを行う際に直面する移転価格の問題、特に高いコンプライアンスコストと潜在的な二重課税の問題に取り組むための二面的な戦略を概説している。欧州委員会は、一方では加盟諸国に事前価格合意（APA）の拡大を促す意向であり、他方ではEU内での政策協調、特に2002年7月に設置した「EU共同移転価格フォーラム」（JFTP）を通じた協調を支持していくであろう。JFTPは、すべての加盟諸国からの専門家ならびに議長および10名の財界代表者から成り、申請国およびOECDからの代表者もオブザーバーとして出席する。

JFTPは2002年に2回の会合を開いた。ブリュッセルで年間2回ないし3回の会合を開いていく予定である。

### 3. 今後の実施見通し

この作業の成果としては、EUにおける移転価格慣行によって生じる実際的な問題に対するOECD移転価格指針の枠組み内での**実際的な非立法上の**解決策が得られるであろう。文書化の条件やAPAの問題も取り上げられるであろう。JTPFによる活動の結果は定期的に理事会に伝達され、理事会では適切な措置を講じる必要性が評価される。

ただし、JTPF では移転価格の分野における日本と EU の協力の可能性を取り上げる予定はないことを強調しておくべきであろう。

## 電子商取引課税

### 1. 東京会合での勧告の総括

欧州共同体はインターネットを通じて提供されるサービスに対する効果的な課税を可能にする VAT 指令の修正をこれ以上押し進めるべきではない。

### 2. 実現された措置およびその現状

電子的手段で提供される一定のサービスに対する VAT 適用の規則を定めた EU 指令 2002/38/EC が、加盟国により 2002 年 5 月に採択された。この新規則により、EU 企業が世界市場への輸出時においても欧州の消費者への販売時においても EU 以外のデジタルサービス供給業者と比べて抱えている深刻な競争上の不利益が排除される。

EU における電子商取引に対する課税の猶予は、一部の評論家が示唆しているとおり、実行不可能であり、有形物の販売業者に対する不公平な差別をもたらすと思われる。さらに、EU 内の供給業者はデジタル製品の提供に対して VAT を賦課することがすでに要求されている。新規則では、EU の消費者に電子的サービスを提供する非 EU 企業にも同様の課税が拡大適用され、平等な競争条件がもたらされる。

EU 指令は、経済協力開発機構 (OECD) の枠組み内で合意された電子商取引に対する消費税の原則と完全に合致している。したがって、同指令は OECD での国際プロセスを補完するものである。1998 年のオタワ閣僚会議で合意された電子商取引課税に関する OECD 原則では、消費税 (VAT など) についての規則によって消費が発生した国での課税を定めるべきであることが確認されている。OECD はまた、EU 内で現在採用されている簡素化されたオンライン登録制度が非居住者事業による電子商取引販売への課税適用で実行可能な唯一の方法であることにも合意している。

### 3. 今後の実施見通し

加盟国は同指令の条項を遅くとも 2003 年 7 月 1 日から差し替えなければならない。

## ICT 産業: IMT2000 標準化

### 1. 勧告の総括

IMT2000（第三世代移動体通信技術）に基づくサービスの開発。 このサービスが欧州と日本の両方で早急に開始されることが極めて重要である。従って、欧州各国と日本の政府がこのために必要な措置を取ることが期待される。国際ローミング分野における民間部門の企業間の協力も期待される。更に、欧州と日本が次世代モバイルネットワークの開発のための共通の基本原則を確認することも重要である。

情報社会と電子商取引の発展。 世界経済の困難性が継続しており、また、特に通信部門が問題に直面しているという状況にあっても、日本と欧州の産業界は、ユーザー／消費者が必要としている付加価値のあるサービスの提供を可能にするような世界標準の確立のために主導性を発揮すべきである。

世界的に電子商取引と情報社会を推進する上での最重要ツールの1つは、固定および移動体通信の両方の分野で使用するブロードバンド・アクセス・テクノロジーである。世界標準の開発と実施に際しては、この分野を優先すべきである。世界的に適用可能な技術標準を開発する場合には、可能であれば、各地域の既存の仕組みを使用する代替策も検討すべきである。

### 2. 実施された措置およびその現状

複数の新しい仕様が発表され、また、世界的に移動体通信を大幅に促進するための計画が確認されている。

世界第三世代移動体通信技術に基づくサービスの開発については、 ロケーションサービス (LCS) の仕様がまもなく完成する。通信業界は、あらゆる高度移動体通信システムでこの仕様を利用することによって、顧客にロケーションベースの様々なサービスを提供することができるようになる。欧州委員会は、EUの新たな規制の枠組みを策定した。欧州委員会は、ワールド・ラジオ・コンファランスと ERC の合意に従って、サービスが統一的な方法で提供されているかどうかということに特に関心を持っている。

情報社会と電子商取引の発展に関しては、 ETSI もそのメンバーとなっている 3GPP グループ（第三世代パートナーシップ・プロジェクト）が、まもなく、高速アクセスの仕様を完成させる。その名が示すとおり、この仕様により、データが高速で端末に配信されるため、効果的なマルチメディア機能を求めるユ

ユーザーは、これまでは不可能であったデータ速度によって、確実に便益を受けることができるようになる。

同様に、世界第三世代パートナーシップ・プロジェクトは、第三世代標準にインターネット機能を組み込んでいる。インターネット・プロトコル・マルチメディア・システム (IMS) は、ユーザー、通信事業者およびサービスプロバイダーに、インターネットと同様のサービス機能を提供するものである。サービスの中には、インターネットやマルチメディアへのアクセスが含まれる。

欧州標準化組織は、複数のメーカーの参加を得て、試験を行っている。欧州委員会は、必要な統一的应用を開発する手段として、相互運用性に関するテストベッドに対する支援を強化する。

### **3. 今後の実施見通し**

パイロット・プロジェクトが、複数の場所（マン島など）で実施されている。通信事業者は、ネットワーク・インフラストラクチャー構築計画を積極的に進めている。欧州委員会は、欧州／国際レベルでの標準の開発を支援している。しかし、欧州委員会は、世界経済の回復が明確になるまで、第三世代ブロードバンド・サービスなどの最新技術が広い範囲で利用されることはないと予想している。

## 自主基準の統一化

### 1. 勧告の総括

2000年7月、東京。電気通信産業または少なくともその一部の部門には、国際機関が定めた標準や、何れかの機関が定めて、広く使用されている標準などの「国際」標準が浸透している。その結果、市場が混乱し、貿易に支障が生じている。WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT)は、自主基準を統一化し、かつ、不必要な貿易の障害を除去するための手段として、国際標準の使用を推進するものである。WTO加盟国は、2000年に同協定を見直し、国際標準策定のための一連の原則を採択した。全加盟国の同意を得て採択されたこの原則は、同協定に基づいて使用される国際標準に関する欧州と日本の双方の立場を反映したものとなっている。

WG3は、この原則の重要性と影響を明らかにするために、国際標準に関するWTOのTBT原則の内容を具体的に記述することを目的とした検討会を開始することを提案した。これは、問題の複雑性を緩和し、かつ、国際標準化組織の組織と手続きの変革の準備として提案されたものである。

### 2. 現状

リストラのために、BDRTは、標準に関する一般的で、水平的な性質の議論は取り止めることを決定した。

我々は、実業界は、分野ごとに異なる問題を提起する、自主基準の分野横断的な問題より、それぞれの事業に関連性のある問題を議論することを希望していると理解する。

しかし、DGエンタープライズとMETIの間での産業政策対話の場合には、標準に関する政策問題の対話は有益であると考えられる。欧州委員会は、情報として、この対話の結果をBDRTと共有することができる。提供された情報がBDRTに関するコメントまたは疑問である場合には、我々は喜んでこれらに対処する。各作業部会の最近の会議は、2003年2月5～6日に開催された。これらの会議では、技術規則／技術標準／環境に関する自主基準の推進、消費者／高齢者／障害者に便益をもたらす標準、および、国際標準の問題が議論された。

## 先願主義対先発明主義

### 1. 東京勧告の総括

作業部会3「標準」は、まだ勧告を仕上げているが、勧告内容を煮詰めるための新たな専門部会の設置を既に提案している。

### 2. 実施された措置およびその現状

米国を除く世界の大半の諸国が、最初に申請を出した者に特許を認める「先願主義」の原則を適用している。EUおよび日本も「先願主義」を採用している。

この問題は、WIPOの主催で進められている SPLT（実態特許法条約）に関する交渉と密接に関連している。条約案の中に、この問題に関する具体的な規定が盛り込まれるかどうかということとは無関係である。

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、新たな専門部会が設置されて、この問題に関する勧告が出されるのを待っているところである。

## 相互承認協定（MRA）

### 1. ブリュッセル勧告の総括

MRA の早期実施およびその分野の拡大（例、医療機器）

### 2. 実施された措置およびその現状

第2回 MRA 合同委員会は、2002年10月15日にブリュッセルで開催された。MRA の対象となる4分野の中の3分野、すなわち、化学品に係る優良試験所基準（GLP）、電気製品および電気通信／無線設備の分野に関する付属書が実施される。医薬品の優良製造所基準（GMP）の分野に関する付属書を実施するための移行期間は、2003年6月末に終了することが見込まれている。

### 3. 今後の実施見通し

第3回 MRA 合同委員会は、2003年半ば頃、東京で開催される。今後数か月間、GMP 分野に関する付属書の移行段階に関する未解決の問題に取り組むためにいくつかの活動（専門家による視察など）が行われる。

## 医療機器に関する相互承認協定（MRA）

### 1. ブリュッセル勧告の総括

MRA を拡大して、医療機器を含める。

### 2. 実施された措置およびその現状

EC-日本 MRA は、MRA の対象となる分野を更に拡大するために将来交渉を行うことについての共同宣言を含んでいる。締約者は、MRA の発効日から 2 年後に医療機器と圧力容器に関する交渉を開始すると発表した。

### 3. 今後の実施見通し

締約者は、MRA の対象となる分野を更に拡大するための協議はまだ開始していない。

## IT 産業: ブロードバンドとマルチメディア

### 1. 2002年7月の勧告

各国経済を成長させる上でのブロードバンドとマルチメディアの重要性を高めるため、ラウンド・テーブルは、欧州と日本の政策立案者に対し、次の目標を有する規制／競争環境を確立することを強く要請する。

- ⇒ 企業と家計が利用できるサービスの水準を大幅に高める：通信速度の向上、内容の充実、相互運用性の強化。
- ⇒ 転送ネットワーク、受信装置および条件付きアクセスのレベルにおいて、すべての環境を真に開放的で、競争的なものとする。
- ⇒ 伝統的なメディアに対する規制の枠組みが新たなサービスに適用されないようにする。
- ⇒ 新たなインターネット・プロトコルである Ipv6 の実施を早める。
- ⇒ 技術的施策と DRM を通じて、知的所有権を保護する。
- ⇒ スマート・カード・システムの浸透を促進する。
- ⇒ 新たなマルチメディア・サービスを開発する。

更に、現時点で、ブロードバンドに関するインフラとコンテンツ・サービスを提供できる、商業的に持続可能な企業が存在していない場合には、マルチメディア・サービスを刺激し、かつ、消費者の需要を喚起するために、速やかに公的なイニシアティブを実施すると同時に、事業環境の整備のために支援を行う必要がある。

欧州と日本の産業界と政府は、解放的で、相互運用性のある技術環境の開発を奨励しなければならない。オープン・モバイル・アライアンス（開放的で、世界的な標準、プロトコルおよびインターフェースを促進することを目標としている）などのイニシアティブは、アプリケーションの相互運用性を実現し、かつ、革新と差別化を通じての産业内の競争を促進するものである。

### 2. 実施された措置およびその現状

電気通信部門の発展は、EU と各国のレベルの両方で実施されている、多くの規制的、政治的イニシアティブによって支援されている。

- 2003年7月に加盟国が実施する新たな規制の枠組みは、現在のものより、柔軟なものになる。この枠組みは、規制の安定性と透明性を高めると同時に、競争を促進し、消費者の選択の幅を広げ、投資を拡大するものである。

- eEurope 2005 は、特に、広い範囲で利用可能なブロードバンドに基づくアン税的なサービス、アプリケーションおよびコンテンツの提供を促進することを目的としたものである。
- 現在の研究開発プログラムおよび関連するイニシアティブは、欧州委員会 が、3G を始めとするブロードバンド・インフラストラクチャーの整備、多言語コンテンツや革新的モバイル支払スキームに関するプロジェクトなどの新たなアプリケーションの開発、および、革新的な2.5-3G サービスの実験をどのように奨励しているかを示すものである。

### 3. 今後の実施見通し

1998 年から 2000 年にかけての高成長の後、電気通信部門は、現在、深刻な調整局面の最中にある。かかる調整は、過去数年間の急成長の後では避けられないものであった。この急拡大で不均衡状態が生じたが、この状態は今後数年間で調整しなければならない。電気通信部門は多額の投資を行い、多くの事業者は多額の債務を抱えた。経済成長率が減速した結果、予想していた収益は実現できなかった。その結果、電気情報部門と経済全体にとって重要な時期に、株価が低下し、投資が先延ばしされた。

第三代移動体通信（3G）のライセンスに関連する高額を支払は、EU 内では状況に差異はあるものの、事業者の財務状態を悪化させた。3G ライセンスに関する経験は、欧州全体での政策と規制の方法の調整を強化する必要があることを示すものである。これは、各国の政策と規制がバラバラになって、新たな無線式の移動体サービスの導入が更に遅れるというリスクを回避することを目的とした、電気通信の新たな規制的枠組みを通じて可能になる。

結果的に、大規模なレイオフが行われ、投資が大幅に減少した。既に、雇用者数は大きく減少しており、この減少傾向は続いている。多額の資産償却も行われている。R&D 活動も減少し、欧州の競争力が低下している。

投資の不確実性と減少により、リスボン目標に従って経済と社会を近代化する上で不可欠な、電子政府、電子保健および電子学習の分野の新たなサービスの導入が遅れている。

今後は、需要を喚起し、投資の確実性を高める必要がある。EU が状況を分析した結果、EU がこれまでに実施した施策は適切なものであったということが判明している。したがって、EU は、**2003 年 2 月 11 日、「電子通信に関するコミュニケーション：知識社会への道」**を採択した。これは、加盟国に対し、既に計画済みの施策の実施を完了させる必要があること、および、必要に応じて、その補完的施策を講じる必要があることを伝達するものである。

欧州委員会と加盟諸国は、何が実行できるのかということをも早急に検討する必要があることが明らかになった。如何なる施策であれ、次の2つの要素を考慮しなければならない。第1の要素は、新たな規制の枠組みを予定どおりに完全に実施すること、および、この枠組みを安定的なものとすることである。第2の要素は、国内市場の完全性と競争政策の原則を尊重しなければならないということである。特に、下記の分野に留意する必要がある。

1. 第1に、**規制の枠組みは予定どおりに実施しなければならない**。規制当局は、競争の促進、国民の保護および単一市場の強化という3つの目的を有している。また、規制当局は、インフラストラクチャーに対する効率的投資を促進する必要性、および、革新を推進する必要性を考慮しなければならない。

新たな規制の枠組みは、各加盟国の決定に起因する不統一のアプローチを回避し、統一的なアプローチを形成するための仕組みを提供するものである。

2. 第2に、**高度な移動体通信サービスの実施に関連して**、現在、次の3つの施策が検討されている。

a) **ネットワーク・インフラストラクチャーを共有することで、事業者のコストを大幅に削減し、3Gを迅速に実施し**、ネットワークの範囲を拡大し、かつ、移動体通信用アンテナによって引き起こされる可能性のある環境問題の一部を解決することができる。欧州委員会は、ネットワーク・インフラストラクチャーの共有に関する問題点を明らかにするために、適切なフォーラムの場で加盟国と協力する。

b) 欧州委員会は、**3Gを実施する場合の統一的な義務に関して**、加盟国および関係当局と協議を開始した。この協議では、設備の不足や基地局に対する許認可の遅延などのような、技術や行政に関する障害が検討される。経済的要因も検討されなければならない。

実施に関する義務は、EU内で大きく異なる。予測していなかったような状況変化が生じた場合には、ライセンス条件を変更することも考えられる。しかし、加盟国は、現時点では、新たな規制の枠組みに基づいて共通のアプローチを策定すべきである。

c) 欧州委員会は、**電波スペクトルの売買や電波スペクトルの利用を柔軟なものにすることで、移動体通信市場の効率性を高めることができると考えている**。新たな規制の枠組みは、加盟国に対し、電波スペクトルの売買スキームを実施することを認めている。現在では、移動体通信サービスのライセンス—電波スペクトルを利用する権利—は、大半のEU加盟国では売買することはできない。このため、市場効率化のための活動が制限されている。

3. 第3に、**eEurope2005 アクション・プラン**は、遅滞なく実施する必要がある。eEurope 2005 では、同時に需給の両側面に対処するために多くの施策を実施する。需要面では、新たなサービスを推進するために、電子政府、電子保健、電子学習および電子ビジネスに関する施策が実施される。公的機関は、その購買力を活用して一定の需要を確保し、新たなネットワークの形成を促進することができるので、その結果として、国民は、安価で、優れたサービスを楽しむことができるようになる。供給面では、ブロードバンドと安全性に関する施策によって、インフラストラクチャーの建設が促進される。eEurope アクション・プランでは、互いに補強しあう2種類のグループの施策が実施される。一方のグループの施策は、オンラインの公共サービスと電子ビジネスを対象とした**サービス、アプリケーションおよびコンテンツ**を促進することを目的とするものである。他方のグループの施策は、その基礎となる**ブロードバンド・インフラストラクチャーと安全性**に関するものである。たとえば構造基金の活用によるこれらの政策提案の実施、および、地方と公共のイニシアティブの調整により、新たな投資を促進することが可能になる。特に、インターネットに対するブロードバンド・アクセス、および、3G とデジタルTV を活用したマルチ・プラットフォーム・アクセスに重点が置かれる。加盟国、EU および民間部門が共同でイニシアティブを実施した場合にのみ、これらの施策は成果を収めることができる。

既存の設備を高度化し、かつ、新たな設備を建設するために、**ブロードバンドに対する投資**を継続する必要がある。人口が少ない地域でのブロードバンドの利用を推進するために、**構造基金活用基準に関する指針**を夏までに公表する。

欧州でのブロードバンドの利用を加速するためには、明確な目標を設定する必要がある。たとえば、**関係するすべての公的機関をブロードバンドに接続すること、および、2005年までにすべてのインターネット接続の半分をブロードバンドにすることを目標にする**。加盟国は、2003年未までに、**国家ブロードバンド戦略**を策定することが期待される。

4. 最後に、EU は、最近、**第6次研究開発枠組みプログラムの中の優先項目である情報社会技術に対して36億ドルの投資**を行うことを決定した。重点は、電子通信部門に関連する分野の研究に置かれる。たとえば、移動体／無線／光／ブロードバンド通信のインフラストラクチャー開発のためのR&D、および、ソフトウェア／計算技術などが対象になる。この投資は、通信技術と組込式のソフトウェア／システムに関する欧州の長所を強化すると同時に、次世代型の製品とサービスの開発に貢献するものである。

## ローカル・ループ・アンバンドリングと時間制相互接続料金

### 1. 東京勧告の総括

既存「地域」事業者の地域情報通信網に、競争力のある他の複数のサービス・プロバイダーがアクセスすることは、それが妥当なコストで行われる限りにおいては、サービス革新をもたらす1つの方法となるものである。これは、ローカル・ループへのアンバンドル・アクセス、または、コストに基づいた時間制相互接続料金という形態を取ることができる。

### 2. 実施された措置およびその現状

#### ● 相互接続

規制の枠組みの下では、NRA は、固定市場に関して大きな市場支配力 (SMP) を有していると認定された事業者に、相互接続オファーを詳細に記述した基準相互接続オファー (RIO) を公表させなければならない。固定SMP 事業者は、相互接続とアクセスに関して、透明なコスト計算システムを使用してコストに基づいた料金を課すと共に、透明性と非差別に関する原則を遵守しなければならない。国内の移動体通信市場においてSMP を有すると認定された事業者も、透明性と非差別に関する原則の適用を受ける。また、国内の相互接続市場でSMP を有していると認定された移動体通信事業者も、コスト原則を遵守しなければならない。

これらの義務を効果的に実施することは、相互接続に関して公正で 比例的で、非差別的な条件が整備されている、開放的で、競争的な市場の実現の前提条件であった。また、これは、新たな規制の枠組みに移行するための重要な前提条件でもある。実際、欧州では、相互接続オファーが一般的に市場ニーズに基づいて行われているので、相互接続制度は良く機能している。これまでに行われた報告<sup>1</sup> は、多くの協定書が締結されていることを示している。

#### ● 基準相互接続オファー

すべての加盟国における固定 SMP 事業者は、RIO を公表している。但し、2 加盟国 (オーストリアとドイツ) では、RIO を利用するには、身元確認が義務付けられている。RIO の完全性に関する問題は、すべての加盟国で解決され

<sup>1</sup> <http://europa.int/information-society/topics/telecoms/implementation/index>  
<http://europa.eu.int/comm/competition/liberalization/others>

ていると思われる。現在、すべての RIO は、あらゆるレベルの相互接続における音声通話の発信と着信に関する技術的、金銭的条件を明示している。しかし、フィンランドでは、地方レベルでの相互接続に関する料率のオファーに問題があることが報告されている。

すべての加盟国では、RIO は競合事業者が相互接続協定書を締結することを認めているが、5 か国では NRA による RIO の承認の遅れが見られる（ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、ポルトガル）。

#### ● 相互接続リース・ライン

ある事業者が、自らのインフラストラクチャーだけでは、エンドツーエンド・サービスを提供できないという場合には、相互接続リース・ライン（たとえば、新規参入者のインフラストラクチャーと顧客を接続する 64 Kbit~34 Mbit のリース・ライン）により、当該事業者はその顧客にエンドツーエンド・サービスを提供することができる。

すべての加盟国の NRA は、相互接続リース・ラインの利用可能性を確保し、かつ、その料率を監督するために施策を講じている。しかし、フィンランドに関しては、地域および地方のすべての既存の事業者が相互接続リース・ラインを提供しているかどうかははっきりしない。

規制の枠組みの実施に関する第 8 次報告書の付属書 1 は、相互接続リース・ラインの料率を EU の価格上限に従って決定するためのデータを定めている。

#### ● FRIACO

ナローバンド・インターネット・アクセスのための相互接続を一律料率で提供することの有益性に関しては、意見が大きく分かれている。一部の規制当局は、これは、ユーザーを一律料率のリテール・アクセスに慣れさせることによって、ブロードバンドの利用を促進する可能性があると考えている。しかし、他の規制当局は、これは、今や DSL（高速のデジタル・サブスクライバー・ライン技術）に代替されていると考えている。如何なる場合であれ、既存の事業者は、自らの顧客に一律料率のナローバンド・インターネット・サービスを提供している場合には、差別を行うことなく、新規参入者に一律料率で相互接続を提供しなければならない。市場参入を認めるためには、FRIACO 契約書の中に、新規参入者の大半が履行できないようなネットワーク・アーキテクチャーに関する条件が含まれていないことが特に重要となる。また、既存の事業者が、新規参入者が要求した接続のレベルで FRIACO を提供することも重要である。つまり、非差別原則を正式に適用するだけでなく、市場を開放するという基本的目的をも考慮しなければならないということである

この目的は、これまでは不統一な形で実現されている。既存の事業者が FRIACO を地方およびそれ以上のレベルで提供しているのは、2 加盟国に過ぎない（イタリア、英国）。これを地方レベルで提供しているのは、3 加盟国である（フランス、オランダ、ポルトガル）。スペインでは 2001 年の RIO は、総合的な能力基準の相互接続モデル（音声とデータの両方に適用）を導入した

が、その実施に困難が生じている。ドイツでは、NRA は FRIACO を課すための施策を講じたが、裁判が進行中であるために、まだ FRIACO は実施されていない。一部の国では、既存の事業者が一律料率のインターネット・アクセスを顧客に提供しているか（たとえば、フィンランド）、あるいは、バンドル・オファーの一環として、特定の時間帯（たとえば、日曜日）に一律料率のインターネット・アクセスを認めている（ルクセンブルグ）にも関わらず FRIACO は実施されていない

#### ● 相互接続料率

すべての加盟国は、固定ネットワークに関して、コスト原則を実施している。しかし、適切なコスト計算システムに基づいたコストに関する証拠を取得する際に、問題が生じている。<sup>1</sup> 加盟国（デンマーク）では、NRA は、依然として、一律の相互接続料率を決定するために最善慣行ベンチマーキング方式を使用している。しかし LRAIC<sup>2</sup> コスト計算システムに従って決定された料率は、2003 年 1 月 1 日から発効することになっている。一般的に、相互接続料率は、市場参入を認めるレベルに向かっているようである。しかし、特にフィンランドの場合には、高い料率に苦情が出されている。

多くの加盟国（ベルギー、ギリシャ、スペイン、ルクセンブルグ、オランダ、フィンランド）では、一律の相互接続料金、既存事業者の小売料率およびその割引料率の間の価格格差が存在することに対して苦情が出されている。しかし、すべての NRA が、この価格格差を是正するために措置を講じているわけではない（地方レベルでの相互接続に関して、オランダが取った是正措置は最近発効した。ルクセンブルグの場合には、同様の措置は 2003 年 1 月に発効する）。

事業者がコストに関する義務の適用を受けておらず、また、必ずしも、同じような相互接続サービスを提供しているわけではないという事実が存在するにも関わらず、特定の状況においては、新規参入者が固定ネットワークでの着信に対して課すことができる料率が相互主義に基づいたものとされているために、懸念が生じている（デンマーク、ドイツ、スペイン、イタリア）。新規参入者に要求される相互接続料率は、既存事業者間で課されている料率より割高であるとする苦情も出されている（フィンランド）。これは、相互接続の購入者としての既存事業者が支配的な地位を乱用することを抑止する必要があることを示すものである。

<sup>2</sup> 加盟国（フランス、イタリア）では、NRA は、市場が将来の相互接続料率の水準を予測できるようにするために、2003 年 1 月 1 日から上限価格制度を導入する。このイニシアティブは、市況の安定性の改善につながるものであり、多くの市場参加者から評価されている。

移動体通信の着信に関しては、規制当局は、料率を規制する現在の枠組みが定めている範囲内で様々な施策を実施している。オーストリアでは、NRA は、

---

<sup>2</sup> 長期平均コスト増

コスト計算システムに従って、価格は「適切」でなければならないとして、移動体通信着信料率を設定した（下記を参照）。多くの加盟国（オランダ、ポルトガル、英国）では、NRA は、料率が過大であるか、合理的なものではないと判断した場合には、移動体通信着信料率の引き下げを命じた。しかし、NRA は、該当する移動体通信事業者が国内相互接続市場において SMP を有しているとは認定しなかった。フィンランドでは、移動体通信事業者は国内相互接続市場において SMP を有しているとは認定されていない。しかし、この内の 3 社は、その市場において SMP を有していると認定された。同国の法律では、相互接続料率はコストに基づいたものでなければならないと規定されている。規制当局は、これら事業者の内の 2 社がコストに基づいて相互接続料率を決定しているかどうかを調査した。他の加盟国では、NRA は、コスト原則に従って料率の引き下げを命じ、かつ、移動体通信事業者が国内の相互接続市場で SMP を有していると認定した（ベルギー、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、スウェーデン）。また、その他の加盟国では、移動体通信事業者は国内の相互接続市場で SMP を有しているとは認定されなかった。したがって、NRA は、移動体通信料率には介入しなかった。

加盟国の移動体通信事業者が使用しているほとんどのコスト計算手法は、取得原価を使用する全部配賦原価方式のものである。例外は、英国とオーストラリアである。英国では、NRA は、現在原価を使用する LRIC モデルを開発した。オーストラリアでは、移動体通信事業者は、LRIC コスト計算手法を使用することが求められているが、コスト計算の検証を受ける必要はない。イタリアでは、NRA は、移動体通信事業者に対し、2003 年から、取得原価を使用するコスト計算手法ではなく、LRIC コスト計算手法を使用することを要求している。スペインでも、規制当局は、最近、国内の相互接続市場で SMP を有していると認定された移動体通信事業者 2 社のコスト計算手法を承認した。しかし、規制当局は、コスト計算に関するデータが不足していることを理由として、この手法に基づく相互接続料率の承認は行っていない。

### 3. 今後の実施見通し

- 新たな枠組みへの移行

欧州委員会は、新たな規制の枠組みに円滑に移行することが重要であり、新たな枠組みが要求しているように、**2003 年 7 月から実施できるようにするために、加盟国は移行に必要な施策を予定どおりに講じるべきである**と考えている。欧州委員会は、移行プロセスを厳格に監視し、新たな枠組みに関する義務が予定どおりに履行されない場合には、適切な措置を講じる。

欧州委員会も、2002 年 7 月に公表された**市場分析指針**と大きな市場支配力の評価、および、**2003 年 2 月に公表された、事前の規制の適用を受ける関連市場に関する提言**を通じて、新たな枠組みの準備の面で重要な役割を果たしている。

特に欧州規制当局グループは、新たな枠組みを実施する際に NRA が一貫して採用すべき手法を調整するための仕組みを確立するために、長期間、作業を行った

欧州委員会は、既に設置されている新たな通信委員会に対し、移行プロセスに関する報告書を提出した。

## GBDe 支援

### 1. 東京勧告の総括

GBDe は、電子商取引の分野で様々な貴重な政策を策定している。EU-日本ビジネスダイアログ・ラウンドテーブルのメンバー企業の多くは、これらの政策を支持している。メンバー企業にとっては、ラウンドテーブルの枠組みの中で同種の作業を重複して行うより、GBDe の活動を支援し、その活動が EU と日本の双方に関わる問題を十分に反映するよう取り計らう方が適切であると思われる。

### 2. 実施された措置およびその現状

リーカネン委員は、2002年10月29日に開催されたブリュッセル会議に欧州委員会を代表して出席し、GBDe が大きな成果を上げていることに対して祝意を述べた。同委員は、商取引に関する世界的に重要な問題について、GBDe が企業と政府による政策協力を推進する能力を有していることを賞賛した。

電子商取引の様々な政策問題に関して、民間部門に関する政策提言、および、世界中の様々な地域の様々な産業部門の企業の間で合意された指針に世界中の政府の関心を引き付ける上で、GBDe が成果を上げたことが賞賛された。

GBDe は、変化の激しい電子商取引に関する政策の策定に貢献するために、世界中の民間部門が政府と密接に協力して積極的に関与する必要があることを踏まえて設置されたものである。

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、ブリュッセル会議で採択された指針はGBDe メンバーによって実施されなければならないと考えている。

## GBDe: 著作権侵害の場合の通知および除去手続き

### 1. 東京勧告の総括

EUJBDRT メンバーは、著作権侵害の場合の通知および除去手続きに関する GBDe の作業を支持する。

### 2. 実施された措置とその現状

1999 年およびパリ会議の準備段階で、GBDe は、オンライン仲介業者の責任に関する問題を検討し、基本原則に関する報告書を作成した。2000 年には、オンライン・サービス・プロバイダーのネットワークから、著作権を侵害しているコンテンツを迅速に、効率的に除去できるようにするための「著作権侵害の場合の通知および除去手続き」に関するモデルを作成することを目的として、IPR グループを新たに設置することが決定された。9 月のマイアミ会議では、GBDe は、「著作権侵害の場合の通知および除去手続き」に関する行動規範のモデルに合意した。

GBDe は、「著作権侵害の場合の通知および除去手続き」に関する詳細事項を定める作業を続けた。EU の電子商取引に関する指令に従って、様々な違法コンテンツを徹底的に検討するために、タスクフォースが設置された。その結果、ブリュッセル勧告が出された。その中で、GBDe 有害インターネット・コンテンツ撲滅タスクフォースは、インターネット仲介業者は「有害なコンテンツ」に対処するために「著作権侵害の場合の通知および除去手続き」の確立を検討すべきであるとの提言を行った。この勧告の中には、産業界が実施すべき対策に関する勧告も含まれている。

EU Directive 2000/31/EC は、2000 年 6 月 8 日に採択され、2000 年 7 月 17 日に施行された。加盟国による移行の期限は、2002 年 1 月 17 日に設定された。電子商取引に関する指令は、「著作権侵害の場合の通知および除去手続き」を策定するための基礎となるものである。具体的には、第 14 条はホスティング・プロバイダーの責任、第 16 条は行動規範、備考 40 はこの分野に関する自主規制を作成するための基礎を定めている。

### 3. 今後の実施見通し

欧州委員会は、民間部門に対し、行動規範を作成すること、および、著作権に留まらず、他の違法情報も含めて、幅広く問題に取り組むことを強く求めている。

## GBDe: トラストマーク計画

### 1. 東京勧告の総括

EUBJRD は、GBDe に対し、マイアミ会議で合意されたトラストマーク指針に準拠したトラストマーク計画の支援システムの開発を要請することを勧告する。

### 2. 実施された措置およびその現状

2002年10月29日にブリュッセルで開かれた GBDe の第4回年次総会において、GBDe と民間部門は、安全性を強化し、重要なインフラストラクチャーを保護し、電子商取引に対する信頼を高めるために、電子商取引に関する開放的で、透明な技術的ソリューションの開発を支援することが要請された。たとえば、オンライン紛争解決制度、デジタル権利管理システム (DRMS) 、および、ネットワークの安全性とプライバシー保護のための技術などである。

### 3. 今後の実施見通し

まず始めに、欧州委員会は、GBDe と EUJBDRT のメンバーに対し、電子商取引のビジネス慣行において GBDe 指針を遵守することを要請する。

## GBDe: 市民提言活動グループ

### 1. 東京勧告の総括

EUJBDRT メンバーは、市民提言活動グループの作業を支援し、政府および超国家機関に対する提案に GBDe の立場を反映させていく。共通作業グループのメンバー形式を取った正式な連絡組織が、EUJBDRT と市民提言活動グループの間で、もしくはこの二者の事務局を通じ、創設される可能性がある。

### 2. 実施された措置およびその現状

2002年10月29日にブリュッセルで開かれた GBDe の第4回年次総会において、GBDe は、企業幹部による熱心な取り組みを通じて、かつ、特に新興国と中小企業のメンバーの数を拡大することによって、その活動を強化するよう要請された。

### 3. 今後の実施見通し

GBDe は、政府間機関、業界団体および消費者団体を始め、他の団体との対話と協力を継続し、かつ、これらの団体から前向きな反応が得られた GBDe の勧告に対する認識を高め、必要に応じて、これらの勧告の実施促進を図るよう要請された。

GBDe は、必要に応じて、政策に関する勧告と指針を実施するための提案を作成し、かつ、実施状況を測定し、責任のある企業を明らかにするための仕組みを、他の関係団と協力して策定することになった。

## GBDe: IPR 保護

### 1. 東京勧告の総括

EUJBDRT メンバーは、GBDe の IPR 保護活動を支援し、IPR を保証するための初めての具体的な手段として、デジタル・ネットワークを介して配信されるあらゆるデジタル・コンテンツと関連付けられた独自の ID コード（欧州では INDECS、日本では cIDF）の実施を促進することを考えている。

### 2. 実施された措置およびその現状

#### 知的所有権

- EU-日本ビジネスダイアログ・ラウンドテーブルの前回会議の後、情報社会における著作権と関連する権利の統一化に関する指令 2001/29/EC の実施期限が切れた（2002年12月22日）。この指令は、EU と加盟国が WIPO 協定を遵守するための手段となるものである。指令2001/29/EC の第6条は、権利所有者が使用する技術的保護対策を保護している。同条は、かかる対策の使用は要求していない
- 技術的対策の使用に関連して、欧州委員会は、すべての関係者、すなわち、権利保有者、技術プロバイダーおよびユーザーが参加した、相互運用性または非強制的標準に関する業界主導の動きを支持する。
- 政府または地域機関（EU など）による相互運用性または非強制的標準の「促進」は、協調的なものでなければならない。この場合、法律による介入や、他の技術を犠牲にして、ある種の技術を強制してはならない。
- 欧州委員会は、権利所有者が技術的対策を使用することは支持する。しかし、これは自主的なものである。
- 著作権と関連する権利で保護されている作品に DRM が広範に適用される場合に関し、加盟国は、現在実施されている課税スキームを見直すことになる。加盟国は、著作権の統一化に関する指令2001/29 に規定に従ってこれを行うことができる。
- 欧州委員会は、EU の法律に準拠したものである限り、DRM の導入を支援するための、代金徴収団体とそのメンバーの間での柔軟な取決めを支持する。

## 知的所有権の強制

- EU-日本ビジネスダイアログ・ラウンドテーブルの前回会議の後、EU は、知的所有権を強制するための手段と手続きに関する指令案 [COM(2003) 46 final, 30.1.2003] を提出した。
- この新たな指令の目的は、知的所有権を強制するための手段に関する加盟国の法律を統一し、それによって、権利所有者の競争条件を同一のものとし、違反者に対する罰則を強化することである。
- 指令案は、欧州委員会レベルで統一化されている工業所有権と著作権／著作隣接権に対する違反も対象とすべきであり、また、加盟国の最善の慣行に基づく手段や、差止命令、暫定的な措置、証拠および損害賠償なども含めるべきである。
- WTO の下で締結された TRIPs 協定は EU の全加盟国で適用される強制に関する最低限の規定を定めているので、指令案は、“TRIPs plus” アプローチを採用すべきである。補足条項の中には、技術的対策の回避の禁止、業界団体が訴訟当事者となる権利、違反行為を行った事業所の閉鎖、判決の公開、市場に出荷された違反商品を違反者の費用負担で回収すること、銀行口座・その他の資産の凍結などを含めるべきである。
- この指令案は、サービス・プロバイダーの責任および技術的対策の回避に関する事項を定めた、電子商取引に関する指令 (31/2000/EC) および情報社会の著作権に関する指令 (29/2001/EC) に悪影響を与えるものではなく、これらの指令を補完するものである。また、この指令案は、データ保護に関する指令 (95/45/EC および 97/66/EC。後者は、2003 年 10 月に指令 2002/58/EC によって廃止される予定) を完全に尊重するものである。

## 電子署名

### 1. 東京勧告の総括

EUJBDRT メンバーは、欧州各国および日本の政府に対し、国際的に認知された電子署名と捺印を実施するために、業界の共通の枠組みを確立することを要求している。このような枠組みの確立は、複数の応用分野を有する世界的な認証サービスを統一化するための一歩となるものである。欧州および日本のビジネス界と政府は、このようなイニシアティブを通じ、世界的な認証手法の確立に大きく貢献することができる。

### 2. 実施された措置およびその現状

電子署名に関する指令 99/93/EC は、2000年1月19日に発効した。

### 3. 今後の実施見通し

各国は、この指令を2001年7月19日までに実施しなければならない。これまでのところ、全加盟国（オランダとポルトガルを除く）は、この指令の一部を実施している。

## ビジネスモデル特許

### 1. 東京勧告の総括

各国政府は、特のこの主題の新規性と不明瞭性について正確な調査を行うべきである。各国政府は、国際的な調整を促進し、これまでに特許が与えられたビジネス手法に関するデータベースを維持する必要がある。

ビジネス界は、企業活動分野における特許取得例に関する情報を提供し、各国政府に協力すべきである。

各国政府とビジネス界は、電子商取引の発展を阻害することなく、正当な特許権所有者を保護するあらゆる解決策について、協議を行うべきである。

### 2. 実施された措置およびその現状

欧州特許庁は、ビジネス手法に対しては特許を認めないという方針を取っている。しかし、コンピューターまたは類似のハードウェアを使用して実施されているビジネス手法は、コンピューターを使用したその他の発明と同じ基準に基づいて特許が認められるかどうかの判断が行われる。コンピューターを使用した発明の場合には、発明の技術的貢献度が最高水準に達している場合に特許が認められる。

欧州委員会は、慎重に協議を行った後、この基本的な姿勢は変更すべきではないとの結論を出した。ビジネス手法やその他の非技術的な手法に特許を認める正当な理由は見つからなかった。しかし、欧州委員会は、コンピューターを使用した発明に関する法律を統一化する必要があることは認め、2002年2月、これに関する指令案を採択した。閣僚理事会と欧州議会で承認されたとしても、この指令案は、EUにおける特許性に関する主な原則に悪影響を与えることはない。この指令案は、加盟国の間で生じている実務面での一部の混乱を解決することができる。特許権所有者と技術ユーザーは、この指令案によって法的確実性がもたらされるので、便益を受けることになる。

### 3. 今後の実施見通し

この指令案は、現在、欧州議会議と閣僚理事会で議論されている。現時点では、いつ頃合意が成立するのか、あるいは、大きな修正が加えられるのかどうかという点については何も語ることはできない。

欧州委員会は、この問題に関して、米国に対する共同戦略を策定できるかどうかについて、日本と協議することにはやぶさかではない。

## WTO 新ラウンド

### 1. 勧告の総括

2002年7月、東京：更なる貿易自由化とWTO規則の強化につながるWTO新ラウンドが開始されたことを歓迎する。WTO新ラウンドは、開発途上国の能力を拡大するための施策を大幅に強化するという決意に支えられている。ドーハ開発合意のあらゆる側面において、EUと日本との協力を更に強化する必要があることが確認された。

### 2. 実施された措置およびその現状

世界経済の減速が続いていること、および、今後の見通しも悪化していることを考慮すると、ドーハで開催されたWTOラウンドが成果を上げたということはすべての諸国にとって極めて重要なことである。このラウンドは、貿易と投資を更に自由化し、かつ、WTO規則の強化によって生じる経済的利益を活用することによって、世界経済の成長率を高めようとするものである。また、ドーハ開発アジェンダ（DDA）は、通商政策にとって重要であるだけでなく、持続可能な開発、国際貿易／開発／援助政策の一貫性など、広範な外交政策上の理由からも重要であり、また、これらの政策を支援するものである。

このような状況において、EUは、関税、割当およびその他の数量規制のような、貿易と投資に対する明白な障害を最大限、速やかに除去し、かつ、外国投資に対する差別的な規制を廃止することを強く決意している。

EUと日本は、一定の時間枠の中で結果を出すために密接に協力している。ジュネーブのWTOの場と相互の首都において、良好な2極間関係が継続されている（たとえば、WTOミニ閣僚会議の準備）。

この問題は、EU-日本「アクション・プラン」運営グループによって幅広く議論されてきた。欧州委員会の貿易総局と日本の外務省は、DDAのあらゆる側面に関して、対話と協力を強化する必要があることを認識している。両者は、内容とプロセスの両面で交渉を更に進展させるために、前向きに協力している。

### 3. 今後の実施見通し

新ラウンドの結果がどうなるかを現時点で予測するのは早すぎる。しかし、EUは、市場アクセス問題、規則制定問題、開発関連問題および貿易関連技術援助などに関する野心的な世界的目標を達成するために、結果志向のアプローチを使用して、貿易相手国や各企業と前向きに協力していくことを強く決意している。

次回の WTO 閣僚会議（2003年9月にカンクーンで開催）およびその後の会議に関して、日本との協力関係を継続し、かつ、可能な限り強化する。